

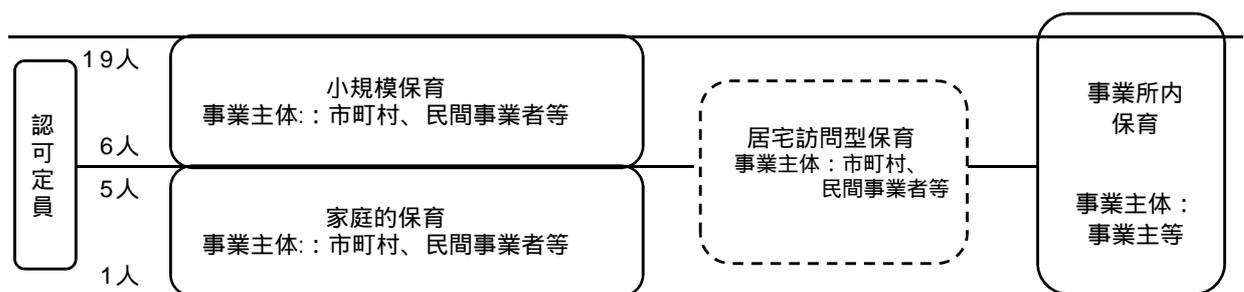
## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要

## 1. 家庭的保育事業等について

家庭的保育事業等地域型保育事業は、新制度により、新たな市町村の認可事業として位置づけられる事業です。様々な場所での多様な保育の提供が可能なることから、待機児童の多い都市部では待機児対策に、また子ども数の減少傾向がある地域では地域における保育の確保に、それぞれ寄与することが期待されています。家庭的保育事業等事業は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業であり、次の4類型があります。

## 【家庭的保育事業等の類型】

類型	内容	事業主体
小規模保育 (定員6人～19人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。 保育を目的とした様々なスペースで行う。 規模に応じて以下の3つの類型が想定されている。 ・A型(保育所分園に近いもの) ・B型(保育所分園と家庭的保育の中間的なもの) ・C型(家庭的保育に近いもの)	市町村・ 民間事業者等
家庭的保育 (定員5人以下)	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施。 保育者の居宅その他の場所で保育を行う。	市町村・ 民間事業者等
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。 地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。	事業主等
居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。(主に、特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応)	市町村・ 民間事業者等



保育の実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども(従業員枠) + 地域の保育を必要とする子ども(地域枠)
----------	----------------------------------	--------------------	---

家庭的保育事業等については、客観的な認可基準に適合し、必要な条件(社会福祉法人・学校法人以外の者は、経済的基礎・社会的信望・社会福祉事業の知識経験に関する要件)を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合でない限り、原則として認可するという、透明性の高い仕組みとなります。

## 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、各市町村が国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定める必要があります。

(1) 設備及び運営に関する一般原則及び共通基準について

家庭的保育事業等の一般原則（第五条）		市の基準	
<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重してその運営を行わなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）</p> <p>家庭的保育事業者等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）</p>			
項目	国が示す共通事項の基準の内容	市	
連携施設	<p>連携施設の設定が必要（経過措置あり） 居宅訪問型保育事業は除く</p> <p>[連携内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育内容の支援 集団保育の体験、相談・助言</li> <li>・ 代替保育・卒園後の受皿</li> </ul>	従	
一般的要件及び資質、職員の基準	<p>職員の健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技術の習得向上に努める。</p> <p>他の社会福祉施設を併せて設置する時は、保育に直接従事する職員以外兼ねることは可。</p> <p>嘱託医及び調理員を置かなければならない。（居宅訪問型保育事業は除く）</p>	従	
非常災害	<p>消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、避難及び強化に対する訓練は、少なくとも毎月一回実施すること。</p> <p>居宅訪問型保育事業においては除外項目あり</p>	参	
利用者との関わり	<p>国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>虐待及び懲戒に係る権限濫用の禁止。</p>	従	
衛生管理	<p>利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲料水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>居宅訪問型保育事業においては除外項目あり</p>	参	
食事	<p>献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び嗜好を考慮したもの。</p> <p>調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。</p> <p>調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>居宅訪問型保育事業においては除外項目あり</p>	従	
健康診断	<p>利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。</p> <p>居宅訪問型保育事業においては除外項目あり</p>	参	
重要事項に関する規程	<p>事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関すること・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関すること</p>	参	
帳簿・秘密保持・苦情	<p>職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。</p>	従・参	

(2) 小規模保育事業・家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国の対応方針				市の基準	
	小規模保育事業（定員6人～19人）			家庭的保育事業 （定員5人以下）		基準
	A型（分園型）	B型（中間型）	C型（家庭的保育型）			
職員数	【乳児】 3：1 【満1歳以上満3歳未満】 おおむね 6：1 上記により算定した職員数に1人追加配置する。 特例地域型保育給付の対象 満3歳以上満4歳未満-おおむね20：1 満4歳以上-おおむね30：1		【乳幼児】 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合5：2）	【乳幼児】 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合5：2）	従	
資格要件	保育士  保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） 保育士割合は1/2以上 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 市町村長が行う研修を修了した者	従	【独自基準】
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】 「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】 認定こども園、幼稚園、保育所 当面は施設の確保・設定が困難で、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期（平成31年度）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。（経過措置）				従	
給食	方法	自園調理 調理業務の委託可。連携施設等からの搬入可。			従	
	設備	通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱保存等の調理機能を求める。			従	
	調理員	調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		子ども3人以下の場合保育補助者で対応可。	従	
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。				従	

【独自基準】

小規模保育事業C型（家庭的保育型）及び家庭的保育事業の資格要件については、国は市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とあるが、保育の質を確保する観点から1名は市町村長が行う研修を修了した保育士とする。

項目	国の対応方針				市の基準	
	小規模保育事業（定員6人～19人）			家庭的保育事業（定員5人以下）		基準
	A型（分園型）	B型（中間型）	C型（家庭的保育型）			
保育室等	【満2歳未満】 乳児室又はほふく室（1人3.3㎡以上） 【満2歳以上】 保育室又は遊戯室（1人1.98㎡以上）		【満2歳未満】 乳児室又はほふく室（1人3.3㎡以上） 【満2歳以上】 保育室及び遊戯室（1人3.3㎡以上）	保育を行う専用部屋 部屋の面積自体は9.9㎡以上必要（3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を超えた面積であること）	参	
屋外遊技場	屋外遊技場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上			同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上	参	
耐火基準等	建築基準法、消防法の一般規則等を踏まえることを基本とし、上乘せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など			火災報知器・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期実施	参	
嘱託医	連携施設と同一嘱託医への委嘱も可				参	
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。				参	

### （3）事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国の対応方針				市の基準
	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	基準	
	定員20人以上	定員19人以下			
職員数	【乳児】 おおむね3：1 【満1歳以上満3歳未満】 おおむね6：1  特例地域型保育給付の対象 満3歳以上満4歳に満たない児童－おおむね20：1、満4歳以上の児童－おおむね30：1	【乳児】 おおむね3：1 【満1歳以上満3歳未満】 おおむね6：1 上記に算定した職員数に1人追加配置 特例地域型保育給付の対象 満3歳以上満4歳に満たない児童－おおむね20：1、満4歳以上の児童－おおむね30：1	【乳幼児】1：1		従
資格要件	保育士 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	保育士 保育従事者（市町村が行う研修を修了した者） 保育士の割合は1/2以上 保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		従 【独自基準】
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。				従

#### 【独自基準】

居宅訪問型保育事業の資格要件については、国は市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とあるが、保育の質を確保する観点から市町村長が行う研修を修了した保育士とする。

項目	国の対応方針			市の基準	
	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業		基準
	定員20人以上	定員19人以下			
連携施設	連携施設を確保しないことができる。	連携施設の設定が必要(経過措置) 【連携内容】 「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】 認定こども園、幼稚園、保育所	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	
給食	方法	自園調理 調理業務の全部委託許可。連携施設等からの搬入可。		従	
	設備	調理室 保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業所に付属して設置する炊事場を含む。	調理設備		
	調理員	調理業務の委託、連携施設等からの搬入の場合は不要。			
保育室等	【満2歳未満】 乳児室1人1.65㎡以上、 ほふく室1人3.3㎡以上 【満2歳以上】 保育室又は遊戯室1人1.98㎡	【満2歳未満】 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡以上 【満2歳以上】 保育室又は遊戯室 1人1.98㎡以上	—	参	
屋外遊技場	屋外遊技場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上		—	参	
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 消火器等の消火器具 非常警報器具 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備		—	参	
嘱託医	連携施設と同一嘱託医への委嘱も可		—	参	
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。			参	

#### (4) 事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて

事業所内保育事業を行う者は、下表の定員区分に応じて、それぞれ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設けなくてはなりません。

定員区分	国基準 (地域枠の定員)	市の 基準
1名～5名	1名	
6名・7名	2名	
8名～10名	3名	
11名～15名	4名	
16名～20名	5名	
21名～25名	6名	
26名～30名	7名	
31名～40名	10名	
41名～50名	12名	
51名～60名	15名	
61名～70名	20名	
71名以上	20名	

### 3. 本市の考え方

小規模保育事業C型、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業における職員（家庭的保育者）の資格要件について、国の基準では、保育士資格を有しない者のみで保育を行うことも可能となるが、より高い保育の質と安全性を確保するため、家庭的保育者のうち少なくとも一人以上は保育士資格を有する者にしたい。

その他の基準については、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国の基準どおりとすることとしたい。